

令和5年度保存版

PTAのしおり



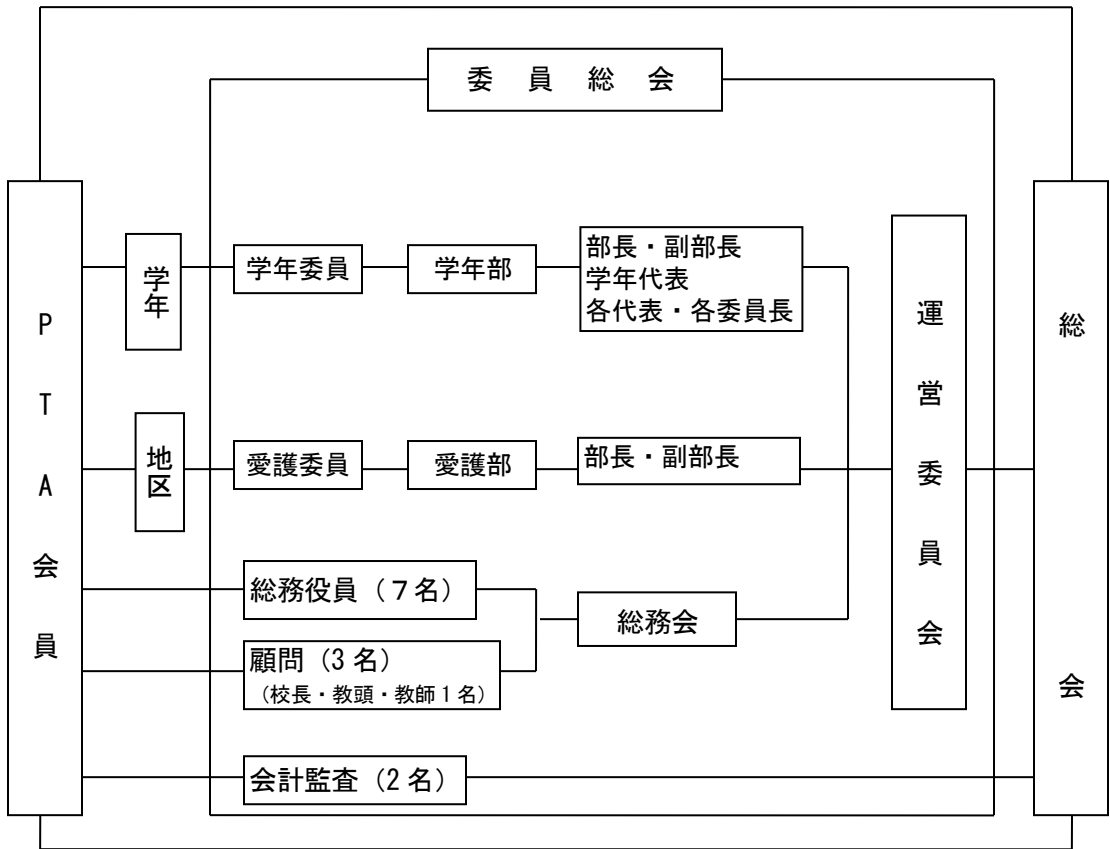
西宮市立上ヶ原南小学校PTA

西宮市上ヶ原九番町2-93

TEL 0798-52-3864・3842

*卒業するまで大切に保管してください。

PTA 組織図



PTA とは

Parents (親) の P

Teachers (教師) の T

Association (任意団体) の A

《 児童の健やかな成長を願って 》

- 学校教育・家庭教育を相互に理解しあい、その振興を図る。
- 児童の校外における生活を適切に、指導・援助する。
- 地域の教育環境の改善・充実に務める。

はじめに

このしおりは、会員の皆様にPTAの仕組みや活動の概要を知っていただくために作りました。PTA活動を円滑に運営して行くためには、会員一人ひとりの協力が必要となります。そのためにも、このしおりがPTA活動への理解を深めていただくためのものとなることを願っています。

PTAとは？

PTAの原点は「わが子をしあわせに」ということに始まりました。親と教師が、子どものしあわせと健全な人間形成を図るため、お互いにその立場を理解し、尊重しあいながら連絡を密にし、より良い教育をめざして、自主的に運営していく民主的な教育団体です。

親や教師であれば、どの子もみんなが心豊かな子どもに育ってほしいと願っています。PTAは、そのために親や教師で作られているのです。また、家庭・学校そして地域においても、そのような願いが込められています。三者が今日の社会状況のもとで連携を取り、一体となった活動をすることによって、より良い教育環境を維持していくことができるのです。その中心的役割を果たすのがPTAではないかと思えます。

わが子のしあわせを願う親が、自分一人で「親の責任」を完全に果たすことができるでしょうか。親であれば誰でも、大なり小なりわが子について悩みや不安をもっています。PTAとは、そのような悩みや不安を、親や教師の知恵や力を合わせて解決する場でもあります。また、会員の意見や要望を学年PTAへ、そして全体の問題として考え、解決していくのです。必要ならば学校や市・県等の関係団体へ働きかけていくこともできるのです。

会員一人ひとりがそのことをよく認識し、「何の活動に取り組んでいくか」を積極的にとらえれば、会員相互の理解が深まり、より良い活動ができます。それが生き生きとした子どもたちの成長の支えになるのではないのでしょうか。

PTAのしくみ

本校PTAは、本校に在籍する児童の保護者及び、本校の教職員を会員として組織する団体であり、会員の総意によって民主的に運営されます。

PTAには、運営と活動の組織があります。運営には運営委員会が当たり、活動には部会が当たります。運営委員会は、部会活動がスムーズに運営されるように携わります。部会は部長・副部長を代表として、会員の意見や要望を取り入れ、それらを実践します。

役員

役員は、会長1名・副会長2名・会計2名・書記2名である。

役員は、選考委員会が全会員の中から選考し、年度初めの総会において承認される。

委員

学年委員は、前年度中に行われる選出会において各学年より6名が選出される。
愛護委員は、地区毎に会員の中から選出される。

P T A の 機 関

上ケ原南小学校P T Aの機関として、総会・委員総会・運営委員会・部会があります。

総 会

定期総会は年度初めに開かれ、役員・会計監査の承認、予算・決算の承認、事業計画・事業報告の承認、会則の変更等をする。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。

委員総会

総務役員、顧問（校長・教頭・教師1名）、会計監査、学年委員、愛護委員により構成される。年度初めには各部部長及び副部長、学年代表、広報代表、親子文庫代表、人権委員長を選出するとともに選考委員会を組織する。

運営委員会

総務役員・顧問・各部部長・広報代表・親子文庫代表・人権委員長・選考委員長・学年代表より構成される。月1回開かれ、活動・提案等全体の立場から充分に検討し、目的達成のために推進していく。

部 会

部会は機関を支えている中心的な母体である。 学年部は運営委員会開催月・愛護部は年3回開かれ、活動の企画や実践等をおこなう。

P T A 活 動 の 予 算 ・ 決 算

P T Aは、会員の会費によって運営・活動しています。

P T A会費は、1家庭につき年額 1,920円（月額 160円×12ヶ月）です。転入・転出の際、1日でも在籍する月は、徴収されます。

西宮市P T A協議会（1家庭につき年額 115円）と、兵庫県P T A安全会※（1家庭につき年額 43円）及び個人情報漏えい補償制度（児童数499名以下 8,100円）に加入し、それぞれに支払っています。また、西宮市人権・同和教育協議会に分担金として、1校につき年額 2,000円を支払っています。

予 算

- ◆ 年度末に来年度の予算について、各部部会で予算案を検討する。
- ◆ 運営委員会が出された予算案を検討する。
- ◆ 総会で承認を得る。

決 算

- ◆ 年度末に役員（会計）が決算書を作成する。
- ◆ 会計監査に提出して、監査を受ける。
- ◆ 総会で承認を得る。

※兵庫県PTA安全会

会員及び児童生徒がPTA活動中に生じた事故により死亡、または傷害を被った時、見舞金などの給付を行い、PTA活動の健全な育成を図ることを目的とする。

部 会 ・ 委 員 会 （ 委 員 ）

● 学年委員

学年委員は、前年度中に行われる選出会において、各学年6名選出される。

対象者全員に補欠番号を付け、愛護委員の選出対象ともなる。

年度初めの委員総会において、部長・副部長・各学年代表・広報代表・親子文庫代表・人権委員長・選考委員長・選考副委員長を互選する。

学年PTAの運営に加え、役割を分担して活動する。（広報・人権・親子文庫・選考）

《選出の方法》

- ① 立候補者を募る。
- ② 立候補者で定数に満たない場合は、その児童について委員未経験者の中からくじ引きで選出する。

配慮される場合

会長宛の手紙にて承認された人

委任状の意味

選出会当日に欠席する場合は、委任状を提出する。委任状を提出した上で委員に選ばれた場合、拒否することはできない。委任状は「その場で決まった議決事項に従います」という意味である。

● 愛護委員

愛護委員は、次年度の学年委員決定後2月に各地区から選出される。学年委員の補欠も愛護委員の選出対象となる。

年度初めの委員総会で部長・副部長・青愛協担当（役員・理事）2名・補導委員1名・コミュニティ委員2名を互選する。

学 年 部

- 構 成 学年委員（各学年より6名選出）
 相談役教師
 学年委員より部長・副部長・各学年代表・広報代表、親子文庫代表、人権委員長・選考委員長・選考副委員長ならびに各活動担当を互選する。

- 目 的 学年PTA※の運営にあたり、会員相互の連帯と協力に関する活動をする。
 学年PTAは、PTA活動の基盤である。会員からの意見や要望などをまとめて、PTA活動に反映させる。
 児童及び会員の福利厚生に関する活動を行い、研修活動を通じ会員の教養を高める。
 広報誌を通じて、PTA活動の報告や会員相互のコミュニケーションをはかる。
 ※学年PTA……各学年の会員・学年委員・教師で構成される。学年委員が中心となり学年の連絡協調を図る。

- 活 動 ◆ 会員相互の学習会開催
 ◆ 学年の教育活動への協力
 ◆ 学年部会開催
 ◆ 広報担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・広報誌「みなみ」の発行
 ◆ 親子文庫まつり担当・・・・・・・・・・親子文庫まつり開催
 ◆ 選考活動担当（選考委員）・・・・・・・・総務役員選考
 ◆ 人権教育担当（人権教育委員）・・・・人権教育の推進

＊部長・副部長・各学年代表・広報代表・親子文庫代表・人権委員長・選考委員長・選考副委員長を除く学年委員はいずれかの活動を担当する。

愛 護 部

- 構 成 愛護委員(1ブロックより7名・2ブロックより4名・3ブロックより4名・4ブロックより6名・5ブロックより5名)
相談役教師
愛護委員より部長・副部長・青愛協担当(役員・理事)2名・補導委員1名・コミュニティ委員2名を互選する。
- 目 的 児童の愛護・補導に関すること、並びに地域生活の連帯と協力に関する活動をする。
直接子どもの命を守り育てるためのものであり、通学路の安全対策・遊び場の整備・危険箇所の改善等を関係者に知らせる。
- 活 動 ◆ 愛護部会の開催
◆ 愛護だよりの発行
◆ 地区児童会(学校主催)への参加
◆ パトロールネーム(吊り下げ名札)の作成
◆ 集団登校当番表の作成
◆ 地区集会※の開催(年1～2回程度・春休み期間中には必ず1回)
ブロックが大きい場合は、登校班ごとでもよい。
◆ 地区連絡網(グループLINE)の管理
◆ 次年度集団登校班編成への協力
◆ 各外部団体に参加
 青愛協主催(~~サマーフェスティバル~~、わがまちクリーン大作戦)
 上ヶ原コミュニティ委員会
 青少年補導委員
- その他 登校班における児童数の増減により、他班との合併・新設等が必要となった場合、部長・副部長または会長と協議し、愛護部会・運営委員会に諮る。

※地区集会……学級・学年を問わず、地域を単位とした会員の集会で、地域の幅広い問題を取り上げ活動する場。愛護委員の選出もこの会でおこなう。

会計監査

会員の立場で会計に関することを点検し、PTAの目的に基づいて運用されているかを確認する。(年2回)

総務会

- 構成 会長（1名）・副会長（2名）・会計（2名）・書記（2名）・顧問（校長・教頭・教師1名）、合計10名
- 目的 学校と連携を取り、より良いPTA活動を推進するための企画・立案を行い、運営に当たる。また、各部活動・印刷物の把握、外部団体に参加、慶弔行事に参列などの活動をする。
- 活動
 - 会長・・・本校PTAの会を代表する。組織全体の動きを把握し、より良い方向へ進むよう会務を総轄する。
 - 副会長・・・会長を補佐し、会務が円滑に行えるようにする。
 - 会計・・・本会の予算・決算等の収支一切を担当し、PTA会費の徴収・諸費の支払い、事務用品・備品の購入と管理等を行う。
 - 書記・・・庶務及び会議の議事・活動等の記録をし、文書の作成・保存を担当する。
 - ◆ 総会の準備
 - ◆ 運営委員会だよりの発行
 - ◆ 人権教育を推進
 - ◆ 学校保健委員会への参加
 - ◆ 各外部団体に参加（社協・青愛協・P協・西同協・育成センター等）

人権教育委員会

- 構成 学年委員から選出された人権委員と、人権委員から選出された人権委員長と総務副会長（西同協担当）及び校長・教頭・担当教師1名があたる。
- 目的 「差別を許さない真に民主的な人間を育てること」を目的とし、学校と連携をとりながら、人権学習を通じ、人権教育の啓発に努力する。
- 活動
 - ◆ 人権教育だより「コスモス」の発行
 - ◆ 人権教育学習会の開催
 - ◆ 西宮市人権・同和教育協議会（西同協）開催の研修会への参加

選考委員会

- 構 成 学年委員から選出された選考委員※と、選考委員から選出された選考委員長・副委員長と学校長による。
※選考委員・・・選考委員数は年度毎に変動する。
- 活 動 ◆ 会長（1名）・副会長（2名）・会計（2名）・書記（2名）・会計監査（2名）を選考

新旧運営委員会

- 構 成 新旧運営委員
- 活 動 ◆ 年度初めに開かれ、新・旧委員の引き継ぎをおこなう。

特別委員会

- 構 成 趣旨によって会員と教師から選出される。
- 活 動 部会の範囲を超えた新しい問題や、特別の活動目標のために協議・検討を重ねる。その目的が達成された後に解散する。

青愛協担当(役員・理事)

- 委 員 愛護委員より2名を互選する。上ヶ原南地区青少年愛護協議会に属する。児童2名分の委員経験を付与する。（有効期限任期後5年、ただし二人目の委員経験に関しては有効期限以内に在学中、もしくは入学した場合のみ有効）
- 活 動 上ヶ原南地区青少年愛護協議会の役員・理事として活動する。

補導委員

- 委 員 愛護委員より 1 名を互選する。西宮市青少年補導センターに属する。
- 目 的 青少年の非行化防止・健全育成のために活動する。
- 活 動 ◆ 月 3 回、校区内のパトロールをする。

コミュニティ委員

- 委 員 愛護委員より 2 名を互選する。上ヶ原コミュニティ委員会に属する。
- 活 動 ◆ 月 2 ・ 3 回コミュニティ誌 「宮っ子」 の編集

自主活動

総務が募集をおこない、参加者が運営・活動をする。
参加希望者が少なければ活動しないこともある。

西宮市 P T A 協議会（P 協）主催行事参加

- 下記の P 協主催行事に参加する。募集は行事毎におこなう。
- 代表はそれぞれのメンバーから互選し、P 協との連絡窓口となる。
 - ◆ ~~西宮市立小学校連合体育大会（小連体） P T A 演技種目~~
 - ◆ P T A 親善家庭バレーボール大会

各外部団体との関係

西宮市PTA協議会（P協）

子どものしあわせと健全な育成を図るために、それぞれの学校のPTA（単位PTAと称し、略して単Pという）が、情報交換や協力をする団体。市内の公立小学校・中学校・特別支援学校の各代表と教師3名及び役員によって構成されている。P協と単Pのパイプ役として、理事会及びブロック別交流会がある。また、理事会の活動組織としてブロック幹事会・企画推進委員会・特別委員会等がある。単Pだけでは取り上げられない問題を、全市的に取り組むという点で重要な役割を担っている。

ブロック別交流会とは、全体を7つのブロックに分けてブロック交流会を開き、その地域性のある活動をしている。本校PTAは、第2ブロック（上ヶ原南小・広田小・平木小・深津小・瓦木小・上ヶ原中・平木中・深津中）に属している。

理事として、総務役員より原則、副会長1名が出席している。

西宮市人権・同和教育協議会（西同協）

西宮市における人権教育の振興を図り、地域社会の民主化を実現するために、社会教育部・女性部・小学校部・中学校部・PTA部等の部会毎に学習会が行われている。また、PTA部会では、啓発映画や講演を通じての勉強会が開かれており、その他オンラインで他校との人権講演会の情報交換を行っている。

委員として、総務役員より原則、副会長1名が出席し、人権教育推進の指導を受けている。

西宮市社会福祉協議会上ヶ原分区（社協）

一定の地域社会において、住民が主体となり、社会福祉・保健衛生その他生活の改善向上に関連のある関係者の参加協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする団体。

上ヶ原分区員として、総務役員より会長が出席している。

上ケ原南地区青少年愛護協議会（青愛協）

上ケ原南地区青少年の健全育成並びに非行化防止のために各種団体と緊密な連絡を取り合
って、協調を図り、地域ぐるみの愛護活動を自主的に推進する団体。

評議員として総務役員が、役員・理事として会長、愛護委員より2名が年3回の定例会と、
年3回の理事会に出席している。

上ケ原コミュニティ委員会（宮っ子）

「宮っ子」編集のため、委員として、愛護委員より2名が参加している。

スポーツクラブ21上ケ原南

地域住民の親睦を図る目的でいろいろな体育的活動が行われている。活動にはクォーター
テニス・卓球・バレーボール・グラウンドゴルフ等がある。

また、少年少女スポーツクラブには、野球・サッカー・バレーボール・バスケットボール・
剣道・空手がある。地区運動会・上南小プール開放等の行事もある。

上ケ原南留守家庭児童育成センター

留守家庭の1～3年生の児童を対象に、西宮市社会福祉協議会上ケ原分区がセンターの運
営に当たっている。

運営委員として、総務役員より会長が委員会に出席している。

※ ——— は令和4年度中止

※社会情勢などにより、記載された会議の回数や活動内容に変更が生じる場合が
あります。

お 願 い

連絡網の使用について

- ◆ 地区(愛護)連絡網(グループLINE)を使用する場合は、愛護委員に相談し、会長・愛護部長の確認が必要です。
- ◆ 内容は簡潔にし、受け取った方は、必要に応じてメモを取ってください。
- ◆ 連絡網や委員名簿はプライバシーに関わりますので、取り扱いは慎重をお願いします。

保護者同伴の幼児について

- ◆ 幼児をお連れの方は、各自で十分に注意してください。
- ◆ 遊具等は小学生対象に作られていますので、幼児には危険なものもあります。

上ばきについて

- ◆ 校舎内は、土足厳禁です。学校・PTA行事等に参加される時は、必ず上ばきを用意してください。

名札について

- ◆ 子どもの安心と安全のため、学校に来校される際は必ずパトロールネーム(吊り下げ名札)を着用してください。《各家庭に2つずつ配布》

非常時の緊急連絡先

- ◆ 上ヶ原南小学校 52-3864 ・ 3842
- ◆ 西宮警察 33-0110

西宮市立上ヶ原南小学校 P T A 会則

第1章 名 称 ・ 目 的 ・ 事 業

- 第1条 本会は、西宮市立上ヶ原南小学校 P T A と称し、事務所を同校校内に置く。
- 第2条 本会は、学校教育の民主化を図り、学校と家庭の連絡を密にして、学校教育に協力し、その事業の充実強化と児童の福祉を増進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
1. 学校教育の充実に関すること。
 2. 家庭教育の刷新に関すること。
 3. 児童の愛護補導に関すること。
 4. 会員相互の教養親睦に関すること。
 5. その他、この会の目的を達成するに必要な事業。

第2章 組 織 ・ 機 関 ・ 役 員

- 第4条 本会は、この会の趣旨に賛同する者を会員として組織する。会員は、本校に在籍する児童の保護者及び本校職員に限る。
- 第5条 本会に次の機関を置く。
1. 総 会
 2. 委員総会
 3. 運営委員会
 4. 各部部会
- 第6条 総会は、年度初めに会長が招集する。なお会長が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったとき、臨時総会を開くことができる。総会の定足数は、委任出席を含め会員の3分の2とする。
- 議決は、出席者の過半数をもって成立する。
- 総会は、この会の最高決議機関であって、原則として次の事項を議決する。
1. 総務役員及び会計監査の承認。
 2. 予算・決算の承認。
 3. この会の事業に関すること。
 4. この会の規約に関すること。
 5. その他、この会の目的達成に必要な事項。
- 第7条 委員総会は、本会の運営並びに事業の審議に当たり、委員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数を要する。
- 委員総会は、委任状をもって出席にかえることができる。
- 委員総会は、会長が招集する。
- 第8条 運営委員会は、会務全般の企画・立案・審議に当たる。重要事項については、委員総会に図るか、または、各委員の意向を聴取する。
- 運営委員会は、会長が招集し、会長が運営委員会委員長を兼務する。

第9条 本会に次の部を置き、各部の任務は次の通りとする。

1. 学年部 学年又は学級の仕事に関すること。
児童及び会員の教養の向上に関すること。
児童及び会員の保健衛生並びに福利厚生に関すること。
2. 愛護部 児童の愛護・補導に関すること。

学年部は、学年委員によって構成し、部長（1名）・副部長（1名）・学年代表（6名）を置く。

愛護部は、愛護委員によって構成し、部長（1名）・副部長（1名）を置く。

各部の部長は、本会の目的達成のため、部会の運営に当たる。

各部に相談役教師を置く。

第10条 本会に次の役員・顧問及び会計監査を置く。

1. 会長（1名） 副会長（2名） 会計（2名） 書記（2名）
2. 顧問（校長・教頭・教師1名）
3. 会計監査（2名）

会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故等ある場合は、その職務を代行する。

会計は、本会の収支一切をつかさどる。

書記は、本会の運営並びに議事の記録に当たる。

顧問は、必要に応じ会長の諮問に応じる。

会計監査は、本会の会計事務を査察する。

第11条 役員・顧問・会計監査及び委員の選出は、次の方法による。

1. 役員は、選考委員会が会員中から候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。
2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 会計監査は、役員・委員を兼ねることはできない。
4. 学年委員は、学年毎に会員が会員の中から選出する。学級担任教師は、委員に準じる。
5. 愛護委員は、地区毎に会員が会員の中から選出する。

第12条 役員の任期は基本2年とし委員の任期は1年とする。いずれも留意を妨げない。
但し、役員は、新年度役員が決定するまで職務をとる。
役員に欠員を生じた場合は、前条の規定にかかわらず、運営委員会がこれを審議決定する。

第3章 会 計

第13条 本会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第15条 予算及び決算は、総会の承認を要する。

第16条 本会の会費は、年額1,920円(160円×12ヶ月)とする。

第4章 個人情報取扱規則

第17条 目的

上ケ原南小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第18条 責務

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第19条 管理者

本会における個人情報の管理者は、PTA 会長とする。

第20条 取扱者

本会における個人情報の取扱者は、PTA 会長とする。

第21条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第22条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第 23 条 利用

取得した個人情報、次の目的のために利用する。
会費集金、管理、その他の文書の送付
会員名簿、委員会名簿の作成
役員、委員の選出及び登校班編成

第 24 条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、暫定の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第 25 条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第 26 条 保管及び持ち出し等

個人情報を取り扱う電子機器等については、インターネットに接続することなく、その上にウイルス対策措置を取るなど適正な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は電子メールでの送信を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 27 条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 28 条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者〔第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く〕から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

第三者の氏名

提供する対象者の氏名

提供する情報の項目

対象者の同意を得ている旨

第 29 条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者〔第 11 条第 1 号から第 4 号の場合及び県、市役所、区役所を除く〕から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

第三者の氏名

第三者が個人情報を取得した経緯

提供を受ける対象者の氏名

提供を受ける情報の項目

対象者の同意を得ている旨

第 30 条 情報開示等

本会は、本人から情報開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 31 条 漏えい時等の対応

個人情報を漏えい等〔紛失含む〕した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第 32 条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 33 条 改正

本会の「西宮市立上ヶ原南小学校 PTA 個人情報取扱規則」は総会において改正する。

本規則は、令和 5 年 4 月 1 7 日より施行する。

第 5 章 付 則

第34条 本会の運営に必要な規定は、別に細則をもって定める。

第35条 本会の会則は、総会の承認を得て、改正することができる。

第36条 本会の弔慰規定は、別に定める。

第37条 本会則に明文なき事項については、運営委員会に図り処理する。

【細則】

- ・運営委員会は、総務役員・顧問・各部部長・各代表・人権委員長・選考委員長をもって構成する。
- ・選考委員会は、学年委員から選出された選考委員長、副委員長、選考委員を中心として構成される。

この細則は、昭和48年7月1日から施行する。

平成 8年5月15日一部改正

平成 9年5月13日一部改正

平成19年5月 8日一部改正

平成29年3月31日一部改正

平成30年4月24日一部改正

平成31年4月23日一部改正

令和 5年4月17日一部改正

【規定】

P T A 弔 慰 規 定

弔慰金について、次のように規定する。

事 項	対 象 者	金 額
香 料	児 童	5,000円
香 料	児童の両親または、これにかわる者	5,000円
香 料	職 員	5,000円
香 料	職員の配偶者・子	5,000円

(備 考)

1. 公務による職員の死亡については、別に考慮する。
2. 緊急を要する弔慰行為は、会長・副会長で処理し、事後了承を得る。
3. 規定変更や明文なき事項については、運営委員会の承認を必要とする。
4. 弔慰を受けた会員は、一切返礼をしないこととする。
5. 原則として上記既定の弔慰金のみとする。

告別式参列の内規（学校との協議を優先する）

1. 児 童

- ・ その学級の児童全員と担当の学年委員
- ・ 同学年の各学級児童代表
- ・ 全校児童（児童会）代表
- ・ 同地区の児童代表と愛護委員
- ・ P T A総務
- ・ 職員の代表

2. 児童の両親、またはこれにかわる者

- ・ その学級の児童代表と担当の学年委員
- ・ 同地区の児童代表と愛護委員
- ・ P T A総務
- ・ 職員の代表

3. 職 員

- ・ 担任児童全員とその学級担当の学年委員
- ・ 全校児童（児童会）代表
- ・ P T A総務と運営委員
- ・ 全職員

この規定は、昭和48年7月1日から施行する。

平成 8年5月15日一部改正

平成10年4月 1日一部改正

平成20年5月 8日一部改正

平成21年5月 8日一部改正

平成24年5月11日一部改正